新潟市スマートビル建設促進補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、市内への企業立地による雇用機会の増大に向け、良質で快適な企業活動を 営むことができる高機能なオフィスビルの建設を促進するため、予算の定めるところにより、 当該ビルの所有者に対し、新潟市スマートビル建設促進補助金(以下「補助金」という。)を交 付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則(平成16年新潟市規則第1 9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。 (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 特定地域 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第3項に基づき,都 市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令(平成14年政令第257 号)第1条で定める新潟都心地域をいう。
 - (2) オフィスビル 賃貸用業務施設を用途に含む建築物をいう。
 - (3) 賃貸用業務施設 事務所,営業所,シェアオフィス等,研究所その他これらに類するもの及びこれらに付随した関連施設として賃貸することを目的とした施設をいう。
 - (4) シェアオフィス等 シェアオフィス, レンタルオフィス又はコワーキングスペース等, 複数の企業や個人から利用料を徴し,事務スペースや会議室, 什器等設備など共同で使用する部分を含むオフィス環境を提供する施設をいう。
 - (5) 共用部分 オフィスビルのうち建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分をいう。
 - (6) 賃貸用オフィス部分 オフィスビルのうち、共用部分を除き、賃貸用業務施設の用途に供する部分をいう。
 - (7) 床面積 建築基準法施行令(昭和25年政令338号)第2条第1項第3号に規定する 床面積をいう。
 - (8) 新築 建築物が現存していない敷地に、各種関連法令において適法なオフィスビルを建設することをいう。ただし、一体の事業計画の中で、特定地域における別の敷地にあるオフィスビルの廃止又は縮小を伴う場合は、建替とみなす。
 - (9) 建替 敷地内に現存している建築物(解体中のものも含む。)を除去した上で、各種関連 法令において適法なオフィスビルを建設することをいう。
 - (10) 建替前の建築物 建替において除去した建築物及び一体の事業計画の中で、特定地域 における別の敷地にあるオフィスビルの廃止又は縮小を伴う場合に廃止又は縮小したオフィ スビルをいう。
 - (11) 基準階 オフィスビルにおいて、最も一般的にレイアウトされた代表的な平面を持つ 階のことをいう。

(補助対象ビル)

- 第3条 補助の対象となるビル(以下「対象ビル」という。)は、次の各号のいずれにも該当し、本要綱の目的に合致すると市長が認めるものとする。
 - (1) 特定地域内において、新築又は建替により建設する建築物であること。

- (2) 別表第1に掲げる指定又は交付要件を満たすものであること。
- (3) ビル内で行われる業務が、別表第2で掲げるものでないこと。
- (4) 工事契約締結日から、5年以内に竣工するものであること。
- (5) その他法令に違反していないこと。
- 2 同一の建築計画に基づき新築又は建替により整備される複数棟のオフィスビルがある場合は、 当該複数棟のオフィスビルを一つの対象ビルとみなす。

(補助対象事業者)

- 第4条 補助の対象となる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、前条に定める対象ビルを新築又は建替し、賃貸により入居者に使用する権利を提供する事業を行い、対象ビルの家屋、 償却資産の固定資産税の納税義務者となる者で、次の各号のいずれにも該当すると市長が認めるものとする。
 - (1) 市税を滞納していないこと。
 - (2) 国、地方公共団体又はこれらの出資による法人でないこと。
 - (3) 別表第2に掲げる事業を営むものでないこと。
 - (4) その他法令に違反していないこと。

(補助金の額等)

- 第5条 指定又は交付要件、補助金の額及び限度額は別表第1のとおりとする。
- 2 前項における償却資産は、地方税法(昭和25年法律第226号)第383条に規定する償却資産の種類が、構築物、建物付属設備又は機械及び装置に区分されるものをいう。ただし、 外構設備など家屋と構造上一体でない構築物、広告塔など家屋の効用を高めるものでない構築物、及び賃貸用業務施設以外の用途に専用される構築物は除く。
- 3 対象ビルの賃貸用オフィス部分に対し、国、地方公共団体又は公共的団体の補助金、助成金 その他これらに類するもの(以下「国等の補助金」という。)が交付された場合は、国等の補助 金のうち賃貸用オフィス部分に対する補助額に相当する金額を第1項で算出した補助金の額か ら差し引くものとする。
- 4 一の対象ビルに対し、補助対象事業者が複数存在する場合は、前各項のとおり対象ビルに対する補助額を算出した後、各補助対象事業者の補助金額を次に掲げる比率に応じて算出する。
 - (1) 共有名義の場合 建物の登記事項証明書に記載されている持分比率
 - (2) 区分所有の場合 賃貸用オフィス部分の所有床面積比率

(補助金の指定申請)

- 第6条 補助金の交付指定を受けようとする補助対象事業者は、対象ビルの建設計画について、 補助金交付指定申請書(別記様式第1号)に別表第3に掲げる提出書類その他市長が必要と認 める書類を添付して、同表に定める申請期限内に市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の指定に係る申請の対象である事業の内容により必要がないと認める場合は、前項に定める書類の全部又は一部を省略させることができる。
- 3 一の対象ビルに対し、補助金の交付指定を受けようとする補助対象事業者が複数いる場合、 複数の補助対象事業者は、第1項に規定する書類を同時に提出しなければならない。

(指定の通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めるときは補助金の

交付の指定を行い、補助金交付指定通知書(別記様式第2号)により、当該事業者に通知する ものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに公害防止に関する事項その他条件を付することができる。

(指定対象事業の変更)

- 第8条 補助金の交付指定を受けた補助対象事業者(以下「指定事業者」という。)は,交付指定を受けた日から,対象ビルの固定資産税が最初に賦課されるまでの間に,補助金の交付の指定対象となった事業(以下「指定対象事業」という。)の内容を変更(軽微なものを除く)するときは,あらかじめ指定対象事業変更承認申請書(別記様式第3号)その他市長が必要と認める書類を添付して,市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、指定を継続することが適当と認めるときは、指定対象事業変更承認通知書(別記様式第4号)により、当該事業者に通知するものとする。
- 3 一の対象ビルに対し、指定事業者が複数いる場合、複数の指定事業者は、第1項に規定する 書類を同時に提出しなければならない。
- 4 第1項に規定により市長が定める軽微なものとは、補助事業を実質的に変更するものではなく、その細部を変更するものをいう。

(補助金の交付申請)

- 第9条 補助金の交付申請をしようとする指定事業者は、補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第5号)に別表第3に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める申請期間内に市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の交付に係る申請の対象である事業の内容により必要がないと認める場合は、 前項に定める書類の全部又は一部を省略させることができる。
- 3 一の対象ビルに対し、補助金の交付申請をしようとする指定事業者が複数いる場合、複数の 指定事業者は、第1項に規定する書類を同時に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の申請があった場合は、これを審査し、補助金を交付することを適当と 認めるときは、予算の範囲内において補助金の額を確定し、その旨を補助金交付決定及び確定 通知書(別記様式第6号)により当該指定事業者に通知した後、これを交付する。

(補助金の交付の指定の取消し等)

- 第11条 市長は、指定事業者が、別表第4に規定する事由のいずれかに該当する場合は、その 指定を取り消し、若しくは補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を 返還させることができる。ただし、別表第4に規定するいずれかの事由に該当する場合であっ ても、当該事由が指定事業者の責めに帰さない場合にあっては、既に交付した補助金の全部又 は一部の返還をさせないものとすることができる。
- 2 前項のうち、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させる場合は、別表第4の左欄に掲げる事由に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる返還額の計算式に基づき返還させるものとする。
- 3 市長は、指定事業者が、第1項に該当する場合は、指定取消等通知書(別記様式第7号)により、当該指定事業者に通知するものとする。

(補助金の交付を受けた事業者の義務)

- 第12条 補助金の交付を受けた事業者は、別表第1に掲げる指定又は交付要件の(1)基本要件®で規定する継続期間において、毎年、第10条の通知日が属する月内に、事業の状況を、事業状況報告書に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の対象となった家屋及び償却資産について、最初に 賦課された年の固定資産税に遡って変更があった場合や、交付された国等の補助金に変更があ った場合、必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。
- 3 指定事業者が,指定対象事業を休止し,又は廃止するときは,あらかじめ指定対象事業(休止・廃止)届(別記様式第8号)その他市長が必要と認める書類を添付して,市長に提出しなければならない。

(報告又は調査)

第13条 市長は、補助金の交付に関し必要がある場合は、指定事業者に対し、報告を求め、又は当該職員をして調査させることができる。

(地位の承継)

- 第14条 指定事業者が、指定対象事業を譲渡する場合は、当該事業の譲受人は、市長の承認を 得て、指定事業者の地位を承継することができる。
- 2 指定事業者について相続,合併又は分割(それぞれの指定対象事業を承継させるものに限る。以下同じ。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を継承した法人は、市長の承認を得て、指定事業者の地位を承継することができる。
- 3 前2項の規定により指定事業者の地位を承継しようとする者は、あらかじめ指定事業承継承認申請書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があった場合は、これを審査し、指定を継続することが適当と認めるときは、指定継続承認通知書(別記様式第10号)により当該事業者に通知するものとする。 (情報の公表)
- 第15条 市長は、指定事業者に係る次に掲げる事項について公表できるものとする。ただし、 市長が特に認める場合は、この限りではない。
 - (1)補助対象事業者名,対象ビル名。
 - (2) 当該補助金の交付対象として指定し、又は補助金を交付したこと。
 - (3) 対象ビルが賃貸用業務施設として事業を開始した時期。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第7条第1項

の規定による指定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については,この要綱の失効後も, なおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

指定又は交付要件

以下の(1)及び(2)に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 基本要件(①~⑧全て満たすこと。)
- ①用途が建築基準法(昭和25年法律第201号)上の事務所であること。
- ②基準階において、賃貸用オフィス部分の床面積が660 ㎡以上であること。
- ③天井高さが2, 700mm以上であること。
- ④床の高さが100mm以上のOAフロアであること。
- ⑤対象ビルを建替により整備する場合は、賃貸用オフィス 部分の床面積の合計が建替前の建築物の賃貸用オフィス 部分の床面積の合計を下回らないこと。
- ⑥賃貸用オフィス部分の床面積の合計が対象ビル全体の延床面積の2分の1以上であること又は賃貸用オフィス部分の床面積の合計が1,500㎡以上あること。
- ⑦新潟市内に事業所を有しておらず、新たに事業所を設置する企業等又は新潟市内に事業所を有しており新潟市内において事業所を当該対象ビルを賃借する以前に賃借していた賃貸用オフィス部分の床面積を超える賃貸用オフィス部分の床面積を賃借する企業等1社以上(対象ビル内に設けたシェアオフィス等を利用する企業等は除く)に、対象ビルに関して家屋及び償却資産の固定資産税が最初に賦課された日から、1年以内に賃貸用オフィス部分を賃貸すること。
- ⑧補助金の交付を受けた初年度から起算して10年度間, 当該対象ビルにおいて補助金の交付対象となった賃貸用 オフィス部分を,継続して賃貸用業務施設の用途に供する こと。
- (2) 選択要件(①~⑦のうち3つ以上を満たすこと。)
- ①オフィスビルの共用部に休憩室や仮眠室,パウダールーム等を設けること。
- ②賃貸用オフィス部分を賃借する企業等のニーズに応じた柔軟な区割りが可能な天井構造を設けること。
- ③セキュリティシステムを設けること。
- ④賃貸用オフィス部分を賃借する企業等用非常電源設備 設置スペースを設けること。
- ⑤シェアオフィス等を設けること。

補助金の額及び限度額

対象ビルの賃貸用オフィス部分の 床面積に応じた家屋及び償却資産 の固定資産税課税標準額の20パーセント以内の額(その額に千円 未満の端数があるときはこれを切 り捨てた額)とし、10億円を限 度額とする。

- ⑥エネルギー効率の高い空調など環境への負担を軽減す る設備を設けること。
- ⑦新潟市建築環境総合性能評価制度(CASBEE新潟)
- による環境総合性能評価がランクA以上であること。

備考

- 1 表中の指定又は交付要件における賃貸用オフィス部分の床面積は、補助対象事業者が貸主となるものに限り、補助対象事業者自らがシェアオフィス等を設置する場合、その用途に供する床面積は除外する。
- 2 表中の「企業等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- (1)会社法(平成17年法律第86号)に規定する,株式会社,合名会社,合資会社,合同会 社及び外国会社
- (2) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する事業協同組合及び事業協同小組合
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に規定する、協業組合
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)に規定する,有限会社
- (5) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に規定する、弁護士法人
- (6) 司法書士法(昭和25年法律第197号)に規定する、司法書士法人
- (7) 行政書士法(昭和26年法律第4号)に規定する,行政書士法人
- (8) 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)に規定する、土地家屋調査士法人
- (9) 弁理士法(平成12年法律第49号)に規定する,特定業務法人
- (10) 公認会計士法(昭和23年法律第103号)に規定する、監査法人
- (11) 税理士法(昭和26年法律第237号)に規定する、税理士法人
- (12) 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)に規定する,社会保険労務士法人

別表第2(第3条,第4条関係)

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条 第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業,同条第5項に規定する性風俗関連特殊営 業並びにこれらに類似するもの
- 2 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業 分類に掲げる貸金業
- 3 政治活動又は宗教活動に関するもの
- 4 法律で禁止されている商品、無許可商品又は粗悪品などの不適切な商品若しくはサービスを提供するもの
- 5 青少年保護及び健全育成の観点から適切ではないもの
- 6 事業内容又は責任の所在が不明確なもの
- 7 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- 8 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

別表第3(第6条,第9条関係)

	指定申請		交付申請
申請期限	提出書類	申請期間	提出書類
対象ビル	(1)事業計画書(別記様式第1	対象ビル	(1)建設工事請負契約書(写し)
建設工事	1号)	の家屋及	(2)工事費の請求書及び支払い
の契約締	(2)対象ビルの平面図(案),立	び償却資	を証する書類(写し)
結を行う	面図(案),求積表(案)	産の固定	(3)建設工事の完了を明らかに
6 カ月前	(3) 建設工事請負契約書の案	資産税が	する書類
から前日	(写し)	最初に賦	(4)建築基準法第6条第1項の
までの間	(4) 建替の場合は, 建替前の建	課された	規定に基づく建築確認済証及
	築物の登記事項証明書,平面	年の4月	び第7条第5項の規定に基づ
	図, 立面図, 求積表, 用途を証	1 目から	く検査済証の写し
	する書類	翌年3月	(5)対象ビルの平面図,立面図,
	(5)法人の登記事項証明書又は	3 1 目ま	求積表
	住民票の写し	での間	(6)対象ビル (建物) の登記事
	(6) 最新の決算書(写し) 又は		項証明書
	確定申告書 (写し)		(7)区分所有の場合,所有面積
	(7) 市税の納税証明書		比率を明らかにする書類
	(8)暴力団等の排除に関する誓		(8) 国等の補助金を受けた場
	約書兼同意書		合,その金額及び補助対象範囲
			を明らかにする書類
			(9)選択要件を満たしたことを
			示す書類
			(10)対象ビルの家屋及び償却
			資産に係る固定資産税の課税
			初年度における課税標準額を
			明らかにする書類
			(11)前号の償却資産の内訳を
			明らかにする書類
			(12)賃貸用オフィス部分に係
			る賃貸借契約書の写し及び用
			途を証する書類
			(13)市税の納税証明書

備考

- 1 表中の指定申請に掲げる必要な提出書類のうち,第1号から第4号までの書類については,対象ビルにつき1部提出すればよい。
- 2 表中の交付申請に掲げる必要な提出書類のうち,第1号から第9号までの書類については,

対象ビルにつき1部提出すればよい。

別表第4(第11条関係)

事由	返還額の計算式
(1)偽りその他不正の手段によ	
り交付の決定を受けたとき。	
(2)正当な理由なく規則第12	
条又は規則第15条第1項の	
規定による市長の指示に従わ	
なかったとき。	補助金額×100%
(3)正当な理由なく事業の施行	冊切金領 <iuu%< td=""></iuu%<>
を著しく遅延させたとき。	
(4) 市税の納付を怠ったとき。	
(5) その他事業の施行に関し、	
法令及び例規の規定に違反し	
たとき。	
補助金の交付指定の内容又はこ	補助金額×(違反した賃貸用オフィス部分/全体の賃貸用
れに付した条件に違反したとき。	オフィス部分)× [(10年間-経過月数) /10年間]

年 月 日

(宛先) 新潟市長

所 在 地

申請者 名 称

代表者名

補助金交付指定申請書

新潟市スマートビル建設促進補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づく補助金交付の指定を 受けたいので、関係書類を添えて申請します。

 第
 号

 年
 月

 日

様

新潟市長 (担当)

補助金交付指定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市スマートビル建設促進補助金交付要綱第6条 第1項の規定による指定申請について、同要綱第7条第1項の規定により下記のとおり指定しま したので通知します。

指定年月日	年	月 日	
指定番号	第	号	
指定事項			

(※) 指定条件

(宛先) 新潟市長

所 在 地

申請者 名 称

代表者名

指定対象事業変更承認申請書

指定対象事業の内容等を変更したいので、新潟市スマートビル建設促進補助金交付要綱第8条 第1項の規定により次のとおり申請します。

指定年月日 指定番号	年	月	日	第	号	
変更年月日	年	月	日			
変更事項						
変更理由						

第		号
年	月	日

様

新潟市長 (担当)

指定対象事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市スマートビル建設促進補助金交付要綱第8条第1項の規定による指定対象事業変更承認申請について、同条第2項の規定により下記のとおり承認しましたので通知します。

指定年月日 指定番号	年	月	日	第	叧	
変更年月日	年	月	日			
変更事項						

年 月 日

(宛先) 新潟市長

所 在 地

申請者 名 称

代表者名

補助金交付申請書兼実績報告書

新潟市スマートビル建設促進補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づく補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定年月日 指 定 番 号				年		月	日	ĵ	第			号	
交 付 申 請 補 助 金	補	助	金	0	名	称		交	付	申	請	額	

(注) 交付申請額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて記入してください。

 第
 号

 年
 月

 日

様

新潟市長 (担当)

補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで補助金交付申請兼実績報告のあった新潟市スマートビル建設促進補助金ついて、新潟市スマートビル建設促進補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり額を確定しましたので通知します。

補助金の名称	新潟市スマートビル建設促進補助金					
指定年月日指定番号		年	月	日	第	号
交付決定額及び確定額						

 第
 号

 年
 月

 日

様

新潟市長 (担当)

指定取消等通知書

新潟市スマートビル建設促進補助金交付要綱第11条の規定に基づき,下記の処分をしたので 通知します。

指定年月日指定番号	年	月	日	第	号
指 定 取 消 年 月 日	年	月	日		
交 付 停 止 年 月 日	年	月	日		
処分該当条項					
処 分 事 項					
取消理由					

(宛先) 新潟市長

所 在 地

申請者 名 称

代表者名

指定対象事業(休止·廃止)届

指定対象事業を(休止・廃止)したいので、新潟市スマートビル建設促進補助金交付要綱第1 2条第3項の規定により次のとおり届出します。

指定年月日 指定番号	年	月	日	第	号	
休止・廃止 年月日	年	月	日			
休止・廃止の理由						
今後の見通し						

年 月 日

年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地

申請者 名 称

代表者名

指定事業承継承認申請書

下記のとおり新潟市スマートビル建設促進補助金の交付の指定を受けた者としての地位を承継 したいので、新潟市スマートビル建設促進補助金交付要綱第14条第3項の規定により、関係書 類を添えて申請します。

指定年月日 指 定 番 号		年	月	日	第	号
指定事業者	名 称					
14 化 尹 未 伯	所在地					
玉 w 車 米 苯	名 称					
承継事業者	所在地					
	年月日					
承 継	事 由					

添付書類

- 1 補助金の交付の指定を受けた事業の譲受人にあっては、当該事業の譲渡を証する書類
- 2 相続人にあっては、戸籍謄本(相続人が2名以上ある場合において、その全員の同意により補助金の交付の指定を受けた者の地位を承継すべき相続人として選定されたものにあっては、戸籍謄本及びその全員の同意書
- 3 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法 人にあっては、当該法人の登記事項証明書

 第
 号

 年
 月

 日

様

新潟市長 (担当)

指定継続承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市スマートビル建設促進補助金交付要綱第14条第3項の規定による承認申請について、同条第4項の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

指定年月日 指 定 番 号		年	月	日	第	号
承 継 前	名 称					
指定事業者	所在地					
承 継 後	名 称					
指定事業者	所在地					
	年月日					
承 継	事由					

事業計画書

1	補助対象事業者の概要
T .	川切りがず木竹りが女

申請者						
代表者名						
所 在 地						
日笠の場出人の利用	□ 禾	川用する 国,地方公共団体又はこれらの		はい		
国等の補助金の利用	□ 禾	□ 利用しない		出資による法人ではない		いいえ
市税の未納状況		Í	別表第 2	に掲げる	事業を営む	はい
日本元マノ木が小人化	□ 無		者ではない		いいえ	
担当者の連絡先	役職			氏 名		
担当有り建裕元	電話			メール		

2 対象ビルの概要

所 在 地			
用途地域			
ビル区分	□ 新築 □ 建替	ビル内で行う業務が別表 第2で掲げるものではない	□ はい□ いいえ
工事契約締結予定日		竣工予定日	
都市再生特別措置法第 都市計画制度の活用の		□有□無	

3 ビルの整備計画

	新たなビル(建替後)	現況(建替前)
敷地面積	m²	m²
延床面積	m²	m²
建築面積	m²	m²
建ぺい率	%	%
容積率	%	%
基準階の賃貸用 オフィス部分の床面積	m²	m²
賃貸用オフィス部分の 床面積の合計	m²	m²
賃貸用オフィス部分の 床面積の合計/ビル全体 の延床面積	%	%
天井の高さ	m m	mm
OA 床の高さ	m m	mm
賃貸用オフィス部分 への進出企業見込み数	社	社
賃貸用オフィス部分の 建築基準法上の用途	□ 事務所 □ 事務所以外	<u></u>
補助金交付を受けた初 年度から 10 年度間,当 該ビルにおいて継続し て賃貸用業務施設の用 に供するか	□ はい □ いいえ	

4 選択要件の内容

①オフィスビルの共用部に休憩室や仮眠室、パウダールーム等を設ける
②賃貸用オフィス部分を賃貸する企業等のニーズに応じた柔軟な区割りが可能な天井 構造を設ける
③セキュリティシステムを設ける
④賃貸用オフィス部分を賃借する企業等用非常電源設備設置スペースを設ける
⑤シェアオフィス等を設ける
⑥エネルギー効率の高い空調など環境への負担を軽減する設備を設ける
⑦新潟市建築環境総合性能評価制度(CASBEE新潟)による環境総合性能評価が ランクA以上である

5 権利関係

新	たなビル(建替後)		現況 (建替前)		
氏 名	所在地	権利の 種類	氏 名	所在地	権利の 種類

- (注) 事業のため、事前に譲渡が行われた場合はその旨を明記すること。
- (注)権利形態の状況が複雑な場合、モデル図式等により分かりやすく示すこと。

6 資金計画

(1) 支出予算表

項目		金額	内訳
調査設計計画費			
	土地整備費		
	補償費		
	工事費		
	専有部整備費		
	共用部整備費		
	その他		
その他			
合計			

(単位:千円)

(2) 収入予算表 (単位:千円)

項目	金額	内訳
自己資金		
借入金		
その他 ()		
合計		